

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）から依頼されたカメラ撮影業務を終え、同僚の運転する会社所有の普通貨物自動車に同乗し、会社に戻る途中、A県D市〇先道路にて普通貨物自動車が赤信号のため停車中の普通乗用自動車に追突（以下「本件災害」という。）したことにより受傷したという。

請求人は、翌〇日、E病院に受診し、「両膝挫傷」と診断され、その後2日間受診したが、労災保険法に基づく給付請求は行わず、治療費は自動車損害賠償責任保険にて対応し、平成〇年〇月〇日に示談した。

その後、請求人は、両膝に痛みが生じたため、平成〇年〇月から複数の医療機関に受診し、「両膝部痛」等（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険上の労働者とは認められず、また、本件傷病と本件災害との間には因果関係が確認できないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否か、また、労働者と認められるとして、本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、勤務状況や報酬面から、働き方の実態は労働者と変わらず、労災補償の対象とすべきであると主張する。

(2) 労災保険法上の労働者であるか否かの判断基準については、決定書別添に記載されているところであり、当審査会としても、同基準は妥当であると判断することから、以下同基準に基づいて検討する。

(3) 同基準中の「使用従属性」に関する判断基準において、仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無についてみると、決定書理由第2の2(2)ア(ア)に説示のとおり、当審査会としても、請求人は撮影業務の諾否について自由を有していたと判断する。

次に、業務遂行上の指揮監督の有無についてみると、決定書理由第2の2(2)ア(イ)に説示のとおり、請求人に対して会社からの業務遂行上の指揮監督が及んでいたものとは認められないと判断する。

拘束性の有無についてみると、決定書理由第2の2(2)ア(ウ)に説示のとおり、請求人は契約カメラマンとしての業務の性質上、会社から、撮影場所、

撮影開始から終了までは時間的な制約を受けるが、その他については会社による拘束性があったとは認められないと判断する。

報酬の労務対償性についてみると、決定書理由第2の2(2)ア(エ)に説示のとおり、報酬はカメラマン基本依頼価格に応じて支払われているものであり、報酬の労務対償性は認められないと判断する。

(4) 次に、「労働者性」の判断を補強する要素として、機械、器具の負担関係を見ると、決定書理由第2の2(2)ア(オ)に説示のとおり、請求人が行う撮影業務は、請求人が所有する高額な機材を用いて行っている。また、所得税は源泉徴収されておらず、請求人は、事業所得として申告していることが認められる。これらは、当審査会としても、「労働者性」を弱める要素となるものと判断する。

(5) 以上のことから、請求人を会社に雇用された労働者と認めることは困難であり、したがって、労災保険法上の労働者とは認められない。

(6) 仮に、請求人の労働者性が認められるとして、念のため本件災害と本件傷病との因果関係についてみても、決定書理由第2の2(2)イに説示のとおり、本件災害直後の治療実績及びその後の経過からすると、本件災害と本件傷病との間に相当因果関係を見いだすことはできない。

(7) 以上を総合すると、請求人は、労災保険法上の「労働者」とは認められず、また、本件災害と本件傷病との間に相当因果関係は認められないことから、本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。